

時 期	初動段階
区 分	初動体制
分 野	初動体制の整備
検 証 項 目	対策本部の設置

根拠法令・事務区分	災害対策基本法
執 行 主 体	国、県、市町、指定公共機関
財 源	一般財源（実施者負担）
概 要	<p>災害が発生した場合においては、いち早く被害規模等の情報収集を行い、その情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動等の最優先に対処すべき課題に対して対策を講じる必要がある。</p> <p>阪神・淡路大震災では、国土庁が気象庁から地震情報をファックス受信したのが6時7分、非常災害対策本部が設置されたのが10時4分であり、発災から非常災害対策本部の設置まで4時間を超えている。一方、アメリカのノースリッジ地震では、ロサンゼルス市が災害対策本部を設置したのが6時00分であり、発災（4時13分）から災害対策本部の設置まで2時間弱であった（『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』（財）消防科学総合センター掲載データより）。この一例から見ても、災害対策の中心となる対策本部の設置が遅かったことが指摘できる。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の一部改正、防災基本計画の抜本的な修正、それを踏まえた関係機関における防災業務計画の見直し等が図られ、政府及び国行政機関とともに防災・危機管理体制の整備に努めてきた。また、被災自治体をはじめとする地方公共団体においても、地域防災計画の見直し、防災体制の整備等に取り組んでいる。東海地震、東南海・南海地震の同時発生が懸念される中であって、さらなる初動体制の充実が求められる。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【政府】</p> <p>非常災害対策本部、緊急対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府においては、1月17日10時すぎに、国土庁長官を本部長とする「平成7年(1995年)兵庫県南部地震非常災害対策本部」を閣議決定により設置した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p30][『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p12][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p161] また、1月19日には、「兵庫県南部地震緊急対策本部」を閣議決定により設置した。（災害対策基本法に基づくものではない）[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p14] 本部設置までの流れ及び設置後数日の動きは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 10時すぎに、国土庁長官を本部長とする「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」を閣議決定により設置。また、「地震対策関係閣僚会議」を設置。 11時に、災害対策関係省庁連絡会議を開催。 11時30分から、第1回非常災害対策本部会議を開催。余震警戒、被害状況把握、行方不明者搜索、救出、被災者に対する救済措置、火災に対する早期消火、道路、鉄道、ライフライン施設等被災施設の早期応急復旧を決定。 17日午後から18日にかけて、国土庁長官を団長とする15省庁20名からなる政府調査団を現地に派遣。 19日、閣議決定により「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置。（災害対策基本法に基づく「緊急対策本部」ではなく閣議決定によるもの。なお、4月28日に閣議決定により廃止） 村山首相、土井衆議院議長が現地を視察。 21日、非常災害対策本部の現地対策本部を神戸市に設置することを閣議決定。 22日、非常災害対策本部の現地対策本部を神戸市に設置。 <p>[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p12-15]</p>

兵庫県南部地震対策担当大臣の任命

- ・ 1月20日、内閣総理大臣は、阪神・淡路大震災の災害対策を政府一体となって推進するため、行政各部の所管する事務の調整を担当する国務大臣(通称「兵庫県南部地震対策担当大臣」)を任命するとともに、閣議決定において、同大臣を「平成7年(1995年)兵庫県南部地震非常災害対策本部」の本部長に任命した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p32]
- ・ 1月23日には、11省庁の担当者が各省庁の施策を調整しつつ同大臣の特命事項を処理するため、国土庁内に兵庫県南部地震対策担当大臣の特命室を設置した(なお、8月8日の内閣改造において大臣が退任したこと等を受け8月11日に解散)。[『平成7年版防災白書』国土庁,p32]

現地対策本部の設置

- ・ 政府においては、政府一体となって推進する対策について、被災地方公共団体との連絡調整を図りつつ対策に関する事務を現地において機動的かつ迅速に処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、政府として最大限の支援、協力を行い、復旧・復興対策に関して、地方公共団体の求めに応じて、迅速かつ適切な助言を行うため、神戸市に現地対策本部を設置した(設置場所:兵庫県公館、4月4日に閣議決定により廃止)。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p12][『阪神・淡路大震災 - その時、被災地で - 政府現地対策本部74日の活動 - 』財団法人 21世紀ひようご創造協会,p43]
- ・ 14省庁の職員が現地対策本部に常駐するとともに、17省庁の幹部が非常災害対策本部員として必要に応じ現地対策本部に駐在した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p12]
- ・ 非常災害対策本部との連絡用回線を確保するため、1月26日に現地対策本部事務所に中央防災無線を整備した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p32]

兵庫県南部地震対策本部連絡会議等の設置

- ・ 政府においては、現地対策本部と地元兵庫県及び関係市町との連絡を密にし、平成7年兵庫県南部地震に係る災害対策を協力して推進するため、「兵庫県南部地震対策本部連絡会議設置要綱」を定め、「兵庫県南部地震対策本部連絡会議」を設置するとともに、連絡会議の下に「兵庫県南部地震対策本部連絡会議幹事会」を設置した。(設置場所:兵庫県庁第2号館5階庁議室)[『阪神・淡路大震災 - その時、被災地で - 政府現地対策本部74日の活動 - 』財団法人 21世紀ひようご創造協会,p43-48]

【警察庁】

6時20分に近畿管区警察局長を長とする「災害警備本部」が設置されたのをはじめとして、関係管区警察局長、都道府県警察についても同様に設置された。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p52]

警察庁においては、6時30分には、警察庁警備局警備課長を長とする「災害警備連絡室」を設置、8時30分には警察庁に警備局長を長とする「災害警備本部」を設置した。[[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p52-53]

(財)日本道路交通情報センターは、地震発生と同時に東京本部内に非常災害対策本部を、大阪事務所に地域非常災害対策実行本部をそれぞれ設置した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p100]

【防衛庁】

○防衛庁においては、発災当日11時に防衛庁長官を本部長とする「防衛庁兵庫県南部地震災害対策本部」を設置した。

【自治省】

自治省においては、発災当日に自治大臣を議長とする「自治省兵庫県南部地震災害対策連絡会議」を設置、22日に連絡会議の組織体制を整備し、自治大臣を本部長とする「自治省兵庫県南部地震災害対策本部」を設置した（なお、2月14日に本部名称を「自治省阪神・淡路大震災対策本部」に変更）[『平成8年版防災白書』国土庁,p323][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

【消防庁】

消防庁においては、発災当日8時に「消防庁兵庫県南部地震災害対策本部連絡室」（室長：消防庁次長）を設置、9時には「消防庁兵庫県南部地震災害対策本部」（本部長：消防庁長官）を設置した（なお、2月14日に本部名称を「消防庁阪神・淡路大震災災害対策本部」に変更）また、当日に「消防庁現地連絡調整本部」を設置（本部長：消防大学校副校長）した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p277][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

【文部省】

文部省においては、事務次官を本部長とする「兵庫県南部地震文部省非常災害対策本部」を設置し、文教関係の被害状況の迅速・的確な把握、当面の学校教育活動等への対応などに万全を期すこととした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p284-285][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

【厚生省】

厚生省においては、応急対策に万全の措置を講ずるため、1月17日に「兵庫県南部地震厚生省災害対策本部」を設置するとともに、23日にその支部として国立神戸病院内に現地対策本部を設置し、地元地方公共団体及び地元医師会等医療関係団体との連絡体制を確保し、被災地における医療の供給、医療従事者の派遣、医薬品・衛生材料等の供給確保のための支援体制を強化した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p288][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

【農林水産省】

農林水産省においては、災害対策の的確かつ円滑な実施を図るため、農林水産省内に「兵庫県南部地震災害対策本部」を、近畿農政局内に「兵庫県南部地震現地災害対策本部」を設置するとともに、農林水産大臣の現地視察及び審議官等による被害状況の調査並びに対策等の指導を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p293][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

【建設省】

建設省においては、本省、関東・中部・近畿・中国・四国の各地方建設局、土木研究所、建築研究所、国土地理院、関係公庫・公団（日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、住宅・都市整備公団、住宅金融公庫、日本下水道事業団）が、非常災害対策本部等を設置した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p317][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

【海上保安庁】

海上保安庁においては、午前7時、第五管区海上保安本部に「地震災害対策本部」を設置するとともに、午前9時30分、事態の重要性に鑑み、本庁に「地震災害対策本部」を設置した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p300]

【気象庁】

気象庁においては、「非常災害対策本部」を設置し、応急対策にあたった。[『平成8年版防災白書』国土庁,p303][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

【住宅金融公庫】

住宅金融公庫においては、発災当日に、本店に災害対策本部を設置した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
非常災害策本部における重点実施事項の決定

- ・ 1月17日、余震に対する厳重な警戒、被害状況の的確な把握、行方不明者の搜索、救出、被災者に対する適切な救済措置、火災に対する早期消火、道路、鉄道、ライフライン施設等、被災施設の早期応急復旧を当面重点的に実施することを決定した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p12]
- ・ 1月18日、政府調査団の派遣結果報告とその後の被害状況の把握を受け、行方不明者の救出、早期消火など171項目の対策を決定した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p12]

表 平成7年(1995年)兵庫県南部地震非常災害対策本部決定事項

第1回本部(平成7年1月17日) 平成7年(1995年)兵庫県南部地震による災害に対し、応急対策に万全を期することとし、速やかに政府調査団を現地に派遣するとともに、当面、次の事項を重点的に実施していくこととする。 1. 余震に対する厳重な警戒 2. 被害状況の的確な把握 3. 行方不明者の搜索、救出 4. 被災者に対する適切な救済措置 5. 火災に対する早期消火 6. 道路、鉄道、ライフライン施設等、被災施設の早期応急復旧 なお、今後の事態の推移に応じ、臨機の措置を講ずること。
第2回本部(平成7年7月18日) 平成7年(1995年)兵庫県南部地震による災害に対し、引き続き応急対策に万全を期することとし、当面、次の事項を重点的に実施していくこととする。 1. 行方不明者の搜索、救出に全力を傾注する。 2. 火災に対する早期消火に全力を傾注する。 3. 余震に対する厳重な警戒体制を確保するとともに二次災害の防止に万全を期す。 4. 住民に対する危険防止及び生活援護に関する情報の周知を図る。 5. 被害状況の迅速かつ的確な把握に努める。 6. 被災者に対する適切な医療救護体制の確保を図る。 7. 飲料水、食料及び生活必需品等の物資の確保とその供給体制の整備に努める。 8. 避難所の設置、応急仮設住宅の建設及び既存公営住宅等の空家の活用を進めること。 9. 電気、ガス、水道、電話等のライフラインの早期復旧を図ること。 10. 道路、鉄道、港湾等の被災施設の早期復旧を図ること。特に、緊急輸送路の確保、航空等による代替輸送の拡充に全力を傾注する。 11. 復旧に必要な建設資機材の確保を推進する。 12. 災害甲慰金等の早期支給に努める。 13. 被害を受けた児童及び生徒に対する学校教育の早期確保に努める。 14. 応急対策に対する被災地近隣自治体の協力に対する支援に努める。 15. 被災中小企業者に対する災害融資等について十分な措置を講ずること。 16. 被災地方公共団体に対する適切な財政措置を講ずること。 17. 地震防災対策についての調査を推進するため技術調査団を現地に派遣すること。 なお、今後の事態の推移に応じ、臨機の措置を講ずること。

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p13]

県 阪神・淡路大震災に対してとった措置
【兵庫県】

兵庫県においては、6時50分頃、芦尾副知事（東灘区の自宅で被災）が登庁、関係機関との電話連絡を試みるが繋がらず、具体的な状況はわからないが、地震の規模からして被害が甚大かつ広範囲に及ぶと判断し、午前7時に災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を県庁本庁舎2号館5階に設置するとともに、各県民局に災害対策阪神地方本部、災害対策東播磨地方本部、災害対策淡路地方本部を設置した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p6]

【兵庫県警察本部】

兵庫県警察本部においては、6時15分に県警本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を生田警察署に設置、被害の実態把握、被災者の救出・救助、警察官による交通規制（損壊道路等への立ち入り制限等）を指示した。また、9時には兵庫県災害警備本部を通信施設等の準備が整った兵庫県警察本部生田庁舎へ移設した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p52-53]

西宮、芦屋、東灘、葎合、生田、神戸水上、兵庫、長田、須磨の各警察署に新たに臨時電話、無線リモコン、隊内系用臨時基地局等を設備し、警察署現地災害警備本部を開設した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p156]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

【兵庫県】

救助活動の体制整備

- 警察本部、自衛隊等関係機関に行方不明者を含めた人命救助を最優先に全力を尽くすよう要請するとともに、広域的な応援の依頼を行うなど救助活動の体制整備を進めた。
- 県災害対策本部を設置した本庁2号館に、救助活動に携わる国の機関の連絡所等が設置され、これらの機関の支援を得、また、緊密な連携のもとに、人命救助をはじめとする緊急救援活動を展開した。本庁2号館に設置された連絡所等に駐在した機関は次のとおりである。

自衛隊：震災対処自衛隊調整室（陸上自衛隊）	1月17日
海上自衛隊連絡所	17日
航空自衛隊中空調整室	18日
海上保安庁県庁連絡調整事務所	17日
消防庁現地連絡調整本部（県庁）	20日

[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p21]

緊急最重要対策の決定

- 8時20分、第1回災害対策本部会議を開催、以下の取り組みに全力をあげることにした。

被災状況等災害情報の全体的な掌握に全力をあげる。
人命救助に全力を尽くすことを関係諸機関に要請する。
地域防災計画に従って、各部において迅速に必要な対策を行う。

[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p6]

緊急最優先対策実施体制の整備

- 市町を全面的にバックアップしながら被災地域全域を対象に広域的に緊急対策を推進するため、職制をこえる緊急物資、緊急輸送、余震対策の班編成を行い、国、自治体、関係機関等の応援を得ながら、翌18日朝にかけて24時間体制で取り組みを進めた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p12]

緊急優先対策の実施

[第1ステップ]

- 避難者が17万人を超える多数になることが予想され、厳冬期であることを勘案した広域的な緊急救援対策の必要性が認識されたため、人命救助とともに県災害対策本部として、食料、飲料水、毛布の確保、生活物資の確保及び輸送の確保、余震対策を最優先に実施することとした。

[第2ステップ]

- ・上記の救援活動に全力をあげるなかで、水道・ガス等ライフライン、鉄道等の交通網の復旧が長期化することなどから、緊急救援対策を必要とする在宅者を含めた被災者は200万人前後になるものと予測された。このため、夕方頃からは最優先対策の第2ステップの重点目標を、食料1日500万食と飲料水1リットル/人・日の当面の必要量の確保、医療体制の確保（医師の確保、救護班の要請等）、物資等輸送ルートの充実とベースキャンプの設置、建築物の安全チェック等余震対策の実施、ライフラインの復旧体制の確立、避難所への仮設トイレの確保、仮設住宅の検討、公営住宅等の確保とし、実施することとした。

[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p11-12]

自衛隊への派遣要請

- ・17日10時に陸上自衛隊に派遣を要請した。（中部方面総監及び第3師団長あて）
- ・17日19時50分に海上自衛隊に派遣を要請した。（呉地方総監あて）
- ・18日21時に航空自衛隊に派遣を要請した。（中部航空方面隊司令官あて）

[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]

消防広域応援の要請

- ・17日10時に消防庁に対し他府県消防の応援を要請した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]

災害救助法の適用

- ・被災地域について、災害救助法による応急的に必要な救助を実施することとし、12時の神戸市を皮切りに、被害の把握が可能となった市町から順次10市10町の指定を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p19]

表 災害救助法の指定状況

1月17日	神戸市(12:00)、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町(17:00)、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市(23:00)
1月18日	川西市
1月19日	明石市、五色町
1月22日	三木市、洲本市、西淡町
1月31日	三原町
2月1日	緑町、南淡町

「市町長に権限を委任する規則」の一部改正

- ・兵庫県において市町委任事項としていた災害救助法に基づく救助の実施について、今回の地震災害に限り、広域にわたるものについては県が行うこととし、1月17日付で災害救助法第30条に基づく「市町長に権限を委任する規則」の一部改正を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p19]

国への支援要請

- ・1月17日の国土庁長官（非常災害対策本部長）をはじめ、19日には総理大臣や衆議院議長、21日には地震対策担当大臣、26～27日にかけての衆議院・参議院災害対策特別委員会ほか2月17日までに各省庁大臣、国会議員等の延べ35回に及ぶ来県を受けたが、被害状況や緊急対策の取り組み状況を県から説明するとともに、被災者支援の緊急対策及び災害応急復旧・復興に向けての国への緊急要望を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県、p21]
- ・22日に国土行政務次官を本部長とする現地対策本部が県公館内に設置されるとともに、諸々の特例措置を含む被災者の生活救援、復旧のための施策が推進された。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p21]

本部長（知事）から被災者、県民、国民への緊急呼びかけ等

- ・18日5時40分のNHK全国放送をはじめ、緊急記者会見を開き、a.消火活動、行方不明者の搜索

	<p>や負傷者の治療対策の状況、b.食料及び飲料水の確保、緊急物資輸送対策の状況、c.ライフラインの復旧対策、d.住宅・建物対策、e.余震についての留意事項、f.被災者への支援要請について呼びかけ等を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p20]</p> <p>【兵庫県警察本部】 兵庫県警察災害警備本部は、被害の実態把握、被災者の救出・救助、警察官による交通規制(損壊道路等への立ち入り制限等)を指示するとともに、なかでも長田、兵庫、灘、東灘、芦屋、西宮、岩屋各警察署管内において火災・家屋倒壊により甚大な人的被害がでている状況が把握できたので部隊を投入して救出・救護にあたらせた。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p52-53]</p>
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】 神戸市においては、7時に市役所1号館に神戸市災害対策本部を設置した(本部長:市長)。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市,p175] また、教育委員会事務局においても、災害対策本部学校部を設置した(本部長:教育長)。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p72] 各区においても、区災害対策本部(福祉事務所を含む)を設置したが、区役所の職員の多くが出務できない状況等にあつたため、震災当初においては、各局の職員を住居地の直近の区役所に出務させるなどの措置(直近動員)を講じた。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市,p187-190] 神戸市消防局においては、6時50分に本部指揮所を開設(管制室、警防部長)した。[『阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録』神戸市消防局,p28]</p> <p>【尼崎市】 尼崎市においては、6時10分に災害対策本部を設置した。[『阪神・淡路大震災 尼崎市の記録』尼崎市,p28] 尼崎市消防局においては、6時20分に地域防災計画(地震災害対策編)の災害対応マニュアルに基づき、防災センター3階会議室に消防部本部を開設するとともに、各消防署(4署)に消防署長を長とする方面警防隊本部を設置した。また、消防団においては、同時刻に消防団長を本部長とする尼崎市消防団本部を防災センター5階に開設し、各支所を拠点とする各地区では、各副団長指揮の下に、地区本部(本庁地区にあっては中消防署)を開設した。[『阪神・淡路大震災の概況「兵庫県南部地震」』尼崎市消防局,p2-3]</p> <p>【西宮市】 西宮市においては、7時5分に災害対策本部を設置した。[『震災復興6年の総括 - 阪神・淡路大震災 - 』西宮市,p11] 西宮市消防局においては、6時20分に管制室内に指揮本部を設置した。[『阪神・淡路大震災 西宮市消防の活動記録』西宮市消防局・西宮市消防団,p14-16]</p> <p>【芦屋市】 芦屋市においては、6時30分に暫定的措置として警備室に災害対策本部を設置、7時すぎには市長が駆けつけた。8時30分頃、北庁舎2階の第6会議室に移動、さらに9時頃に庁内で最も広い部屋である南庁舎2階の庁議室へ移設した。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95~'96』芦屋市,p75-77]</p> <p>【伊丹市】 伊丹市においては、5時50分に災害対策本部を設置(消防局) 5時55分には本部長(市長)が災害対策本部に到着した。[『災害と対応の記録-阪神・淡路大震災-』伊丹市,p23]</p>

【明石市】

明石市においては、6時30分に本庁舎4階に災害対策本部を設置した。[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市,p14]

【川西市】

川西市においては、6時30分に災害対策本部を設置した。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない - 』川西市,p57]

【宝塚市】

宝塚市においては、6時30分に災害対策本部を庁舎グランドフロアに設置した。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市,p75]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

【神戸市】

災害対策本部の初動期の活動

- ・ 9時から救援物資の調達を開始、9時5分には消防局から県に被害状況報告が入り、9時20分に消防ヘリコプターに対し、市内全域の被害状況の収集を指示した。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市,p180]
- ・ 9時30分に兵庫県知事に対し、自衛隊の派遣を要請。9時50分には兵庫県知事に対し、消防広域応援を要請した。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市,p180]
- ・ 午後3時、第1回災害対策本部員会議を開催。本部長は、地域防災計画の事務分担に基づく任務を確実に実行するよう指示するとともに、特に以下のことに取り組むよう指示した。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市,p179]

人命救助を第一とするとともに、消火活動に全力を傾けること

生活物資の確保として

- ・ 避難所における食料品、毛布等救援物資の確保
- ・ 量販店、スーパーへの店舗開設及び食料等生活物資の確保要請
- ・ 飲料水の確保及び十分な給水
- ・ 卸売市場における生鮮食料品の確保

市民生活の復旧として

- ・ 水道の復旧
- ・ バス運行の早期復旧 等

- ・ 夕刻には、指定避難所(370か所)の避難者数をほぼ把握、指定外避難所については把握次第、防災行政無線で各区に連絡した。[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都,p179-184]
- ・ 避難者数の把握については、その後、1日数回時間を決めて、区役所よりファックスで市役所に報告させた。[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都,p179-184]
- ・ 1月17日の段階では、被害状況や避難所の状況などの把握が困難を極めたため、「地域防災計画」において設置を計画していた「救護所」は1か所も設置できなかった。また、消防職員や団員は、消火活動と救助活動で手一杯であり、「地域防災計画」に定めたような「避難誘導」はできなかった。[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都,p179-184]

災害対策本部学校部においては、17日正午に第一回の学校部全体会議を開催した。全市における情報収集が不可能に近い中で最初の指示は以下の4点であった。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部学校部100日間の取り組み』神戸市教育委員会,p3][『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p72-73]

学校園における児童生徒の安否を確認すること。

学校園施設の被害状況の把握・安全点検をすること。

必要に応じて避難住民に学校施設を開放すること。

学校は休校。全職員24時間の出務体制とする。

神戸市消防局においては、地震発生直後から活動を開始、6時50分に本部指揮所が開設された後も被害の拡大防止に全力を注いだ。[『阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録』神戸市消防局,p28-29]

【尼崎市】

7時に第1回目の本部員会議が市長室で開催され、震度等の地震情報について、第1号防災指令の発令及び災害対策本部の設置について、通信状況等について、の報告があり、防災指令の徹底と被害等の情報収集に全力をあげることが、本部長より指示された。[『阪神・淡路大震災 尼崎市の記録』尼崎市,p28-29]

【西宮市】

災害対策本部は、救命救急活動を最優先に災害応急対策活動を開始し、午前9時には災害対策本部会議(本部長:市長)を開催、活動方針や具体的な活動方法について、本部長から指示が出された。[『震災復興6年の総括 - 阪神・淡路大震災 - 』西宮市,p11]

【芦屋市】

災害対策本部設置後、人命救助、水・食料等の確保、遺体の収容を最重点に、活動を開始した。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95 ~ '96』芦屋市,p77]

【川西市】

6時30分の災害対策本部設置後、10時30分に第1回の本部会議を開催、初日は被害実態把握、食糧の手配、総合相談窓口開設決定、ガス漏れ対策等で、計4回の本部会議を開催した。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない - 』川西市,p19,26]

【宝塚市】

災害対策本部に、市立病院他、救急指定病院が負傷者を収容できなくなったとの連絡が入り、総合体育館に臨時的診療所を設けるとともに、死亡者の仮安置所を武道館とするなど、本格的な救援活動を開始した。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市,p75]

12時50分に、第1回の災害対策本部会議を開催し、本部長が本部員に対し、地域防災計画の事務分担に基づく任務を確実に遂行するよう指示するとともに、各部に対し様々な指示を出した。以後、災害対策本部会議が3月31日まで延べ27回開かれ、被害状況の確認、応急復旧事業の進捗状況の報告、今後の応急対策の方針、等が決定された。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市,p75]

その他

阪神・淡路大震災に対してとった措置

【日本赤十字社】

日本赤十字社においては、18日に本社内各部の役割分担を定めるとともに、災害対策本部を設置した(被災地近隣各支部に対する神戸市への医療救護班の派遣要請は本部設置前に開始)。[『阪神・淡路大震災 救護活動の記録 』日本赤十字社,p137]

日本赤十字社兵庫県支部においては、1月17日に災害救護実施対策本部を設置した。[『阪神・淡路大震災 救護活動の記録 』日本赤十字社,p20]

【日本医師会及び兵庫県医師会等】

日本医師会においては、18日に兵庫県南部地震災害対策本部を設置した。同日、兵庫県医師会においても、兵庫県医師会災害対策本部を設置した。[『震災と医療』兵庫県医師会,p35]

近畿医師会連合会においては、20日に近畿医師会連合対策本部を大阪府医師会館内に設置した。[『歯科医師からのレポート 震災でわかった歯と食のはなし』神戸市歯科医師会,p35]

兵庫県歯科医師会及び神戸市歯科医師会においては、21日に歯科診療災害対策本部を設置した。[『歯科医師からのレポート 震災でわかった歯と食のはなし』神戸市歯科医師会,p62]

兵庫県警察歯科医会においては、19日に兵庫県警察歯科医会対策本部を設置した。[『大震災と歯科医療 阪神・淡路大震災からの報告と提言』兵庫県歯科医師会,p83-84]

【日本看護協会】

日本看護協会においては、20日に「兵庫県南部地震対策本部」を設置するとともに、県立看護大学に日本看護協会現地対策本部を、兵庫県看護協会に兵庫県看護協会ボランティア調整本部を設置した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p222]

【日本弁護士連合会】

近畿弁護士連合会においては、1月18日に近弁連阪神・淡路大震災緊急対策本部を設置するとともに、日本弁護士連合会においても、日弁連阪神・淡路大震災緊急対策本部を設置した(1月20日理事会承認)。[『阪神・淡路大震災に関する日弁連報告書』日本弁護士連合会阪神・淡路震災対策本部,p2,11]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

【日本赤十字社】

本社災害対策本部は、救護班の派遣、救護物資の搬送・配布、救護・救援業務遂行に必要な便宜供与等当面の諸問題に関する処理方法について各支部等へ通知した。また、1月17日から4月4日までの間、日本赤十字社の行っている医療救護活動や救援物資の送付状況、義援金の受付状況等を取りまとめた「災害救護速報」を32回にわたって発行し、各都道府県支部及び関係省庁に情報提供した。[『阪神・淡路大震災 救護活動の記録』日本赤十字社,p11]

兵庫県支部災害対策本部は、発災当日より(情報が無かったので)救護班をゲリラ的に出動させた。夕方になって神戸市からの要請があり、兵庫県支部及び各支部の救護班を要請先に派遣した。その他、他府県支部職員の応援及びボランティアの協力を得て救援物資を受け入れるとともに、1月23日から2月17日まで赤十字ボランティアセンターを開設、また、兵庫県南部地震災害義援金委員会事務局に職員を派遣するなどを行った。[『阪神・淡路大震災 救護活動の記録』日本赤十字社,p12]

【日本医師会及び兵庫県医師会等】

日本医師会災害対策本部は、中央折衝、全国医師会に対する救援医療チームの編成及び義援金の募集等々支援活動を展開した。[『震災と医療』兵庫県医師会,p35]

兵庫県医師会災害対策本部は、県行政等とその都度緊密な連携を図った。また、マスコミや住民からの受診可能な医療機関等の照会に対して情報を提供するとともに、医療ボランティアの申し出を受け入れ、県及び被災各市町災害対策本部へ仲介するなどに取り組んだ。[『震災と医療』兵庫県医師会,p34-35]

【日本弁護士連合会】

日弁連阪神・淡路大震災緊急対策本部は、全国の会員に義援金の募集を依頼するとともに、法定期間の遵守や期日変更の手続き等に関する配慮等について、最高裁判所、神戸地裁、法務省等と協議した。[『阪神・淡路大震災に関する日弁連報告書』日本弁護士連合会阪神・淡路震災対策本部,p2-5]

近弁連阪神・淡路大震災緊急対策本部は、被災地会員及び家族の安否確認、義援金活動、大阪・京都・神戸・奈良・和歌山・滋賀の各弁護士会による地震100番(電話相談)の開設、被災者向け無料相談活動、臨時一斉法律相談に取り組んだ。[『阪神・淡路大震災に関する日弁連報告書』日本弁護士連合会阪神・淡路震災対策本部,p11]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果

国

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組
法令等の整備
災害対策基本法

- ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に災害対策基本法を二度にわたって改正した（平成7年6月、12月）
- ・平成7年12月改正によって、1.緊急災害対策本部の設置要件について災害緊急事態の布告を要件としない、2.緊急災害対策本部の組織を強化し、全国務大臣を本部員とする、3.緊急災害対策本部長の権限を強化し指定行政機関の長に対して指示を行うことができる、4.非常災害対策本部の設置について迅速な体制構築のため内閣総理大臣が閣議を経ずに設置することができる、5.現地対策本部の設置、が規定されることとなった。（災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律（平成7年12月8日法律132号））

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p291]

大規模地震対策特別措置法

- ・平成7年12月の災害対策基本法の改正にあわせて、大規模地震対策特別措置法の改正を行った。
- ・改正の主な内容としては、地震災害警戒本部員は、地震災害警戒本部長及び地震防災警戒副本部長以外の全ての国務大臣並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命するものをもって充てることとしたこと、地震災害警戒本部長が、地震防災応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときにその必要な限度において必要な指示をすることができる対象に、関係指定行政機関の長等を追加したこと、である。（災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律（平成7年12月8日法律132号））
- ・本法に基づき、内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、臨時に内閣府に地震災害警戒本部を設置することになる。

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p291-292]

原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)

- ・平成11年9月のウラン加工工場臨界事故を契機として、平成11年12月に原子力災害対策特別措置法を制定し、原子力施設や放射性物質の運搬時の災害対策について抜本的強化を図ることとなった。本法は、災害対策基本法を補完する特別法として、原子力災害予防に関する原子力事業者の義務、原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講じることにより、原子力災害対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。
- ・本法に基づき、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置することになる。

[『平成13年版防災白書』内閣府,p165]

防災基本計画

- ・防災基本計画は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、抜本的に修正され、その後も原子力災害対策特別措置法の制定や省庁再編等により修正を行っている。防災基本計画において、非常災害対策本部等の実施事項等について定められている。[『防災基本計画』中央防災会議]

現地対策本部の設置及び運営等に関する申し合わせ

- ・現地対策本部の設置及び運営等について、平成12年12月14日に、中央防災会議主事会議において申合せがなされた。[「現地対策本部の設置及び運営等について」中央防災会議主事会議申合せ]

取組内容

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関では、防災業務計画等に基づき、対策本部が設置されることになる。[災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法]

(以下は、例示として、警察庁、防衛庁、消防庁、国土交通省（海上保安庁含む）の防災業務計画における記載を一部抜粋・整理したものである。)

【警察庁】

災害の発生に際して警察法第71条第1項の規定に基づく緊急事態の布告が発せられ、若しくは発せられることが予想される場合、災害対策基本法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置され、若しくは設置されることが予想される場合、又は国の公安に係る大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、長官を長とする緊急災害警備本部を設置する。災害の発生に際して災害対策基本法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部が設置され、又は設置されることが予想される場合には、原則として警察庁警備局長を長とする非常災害警備本部を設置する。大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において緊急災害警備本部又は非常災害警備本部を設置しないときは、警察庁警備局長を長とする災害警備本部を設置する。災害（大規模災害を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、警察庁警備局警備課長を長とする災害警備連絡室を設置する。国に非常災害対策本部が設置された場合においては、職員を指定して同本部に派遣するものとする。

[『国家公安委員会・警察庁防災業務計画』国家公安委員会・警察庁]

【防衛庁】

災害の発生に際しては、必要に応じて、運用局に災害対策室（室長：運用局長）又は災害対策連絡室（室長：運用局運用課長）を設置する。災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛庁本庁又は現地に災害対策本部を設置する。大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、内部部局等が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。内閣府に非常本部等が設置された場合には、原則として内部部局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部又は統合幕僚会議事務局（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合に限る。）から非常本部等に連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として大規模震災災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等（必要に応じ内部部局等）から同本部に連絡員（本部要員を含む。）を派遣する。

[『防衛庁防災業務計画』防衛庁]

【消防庁】

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害に関する情報の収集・伝達等を行うため必要と認める場合には、消防庁に次長を本部長とする災害対策本部を設置する。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害に関する情報の収集・伝達、広域応援の円滑な実施その他災害応急対策等を迅速かつ確実に推進するため必要があると認める場合には、消防庁に長官を本部長とする災害対策本部を設置する。継続的に被災地との連絡体制を強化する必要があると認める場合には、現地連絡調整本部を設置する。被災地との連絡、被災地における災害応急対策の推進等のため特に必要があると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。災害対策基本法に規定する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部及び緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部が設置されたときは、予め指定した職員を派遣する。原子力災害時においては、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会が設置されたときは、予め指定した職員を派遣する。

[『消防庁防災業務計画』総務省消防庁]

	<p>【国土交通省】 災害が発生した場合、災害応急対策及び災害復旧のための活動を迅速かつ一体的に推進するため、国土交通省に、非常災害が発生したときは国土交通省非常災害対策本部を、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生したときは国土交通省緊急災害対策本部を、それぞれ臨時に設置する。施設等機関及び地方支分部局の長は、災害が発生するおそれがある場合若しくは災害が発生した場合に、所掌事務に係る防災対策を推進するため、必要に応じて、非常本部及び緊急本部に準じた組織を設置するものとする。また、必要に応じ、現地に災害対策本部に準じた組織を設置する。施設等機関及び地方支分部局の長は、他の地方支分部局等の所管区域内に災害が発生し職員を応援させる等の必要が生じた場合は、そのための応援本部等を設置することができるものとする。施設等機関及び地方支分部局は、災害対策本部等を設置・廃止したときは、その旨を非常本部又は緊急本部等に連絡するものとする。</p> <p style="text-align: right;">[『国土交通省防災業務計画』国土交通省]</p> <p>【海上保安庁】 対策本部の設置基準及び対策本部要員の参集基準の明確化を行った。[『海上保安の現況（平成7年10月）』海上保安庁、p31] 発災時における対策本部の設営、被災者に対する医療・生活支援が可能な災害対応型巡視船「いず」を平成9年及び同「みうら」を平成10年にそれぞれ整備した。[『海上保安の現況（平成9年11月）』海上保安庁、p（5）、『海上保安の現況（平成11年9月）』海上保安庁、p217]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 非常災害対策本部の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災以降において非常災害対策本部が設置された事例としては、平成9年のダイヤモンドグレース号油流出事故（本部長：運輸大臣）平成12年の有珠山噴火災害（本部長：防災担当大臣）、同じく平成12年の三宅島噴火災害（本部長：防災担当大臣）がある。[『平成10年版防災白書』国土庁、p63][『平成13年版防災白書』内閣府、p60-61] <p>現地対策本部の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年の有珠山噴火非常災害対策本部において、災害対策基本法に基づく現地対策本部が設置された。[『平成13年版防災白書』内閣府、p10] <p>緊急災害対策本部の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに設置された例はない。[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府、p124] <p>近年の災害における国の対策本部の設置状況（平成12年有珠山噴火災害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年の有珠山噴火災害においては、噴火前の3月29日と翌30日の両日に災害対策関係省庁連絡会議を、29日に2回、官邸において関係省庁局長等会議を開催し、現地に国土庁長官官房審議官をはじめとする関係省庁の担当官を、30日には増田国土総括政務次官を現地に派遣した。3月31日13時07分頃の最初の噴火後、直ちに関係閣僚会議を開催し、「平成12年(2000年)有珠山噴火非常災害対策本部(本部長:国土庁長官)及び現地対策本部(本部長:国土総括政務次官)」の設置等を決定した。[『平成13年版防災白書』内閣府、p9-10] ・現地に非常災害現地対策本部が設置されたことに伴い、有珠山現地連絡調整会議を有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議に切り替え、3月31日に伊達市役所において第1回有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議を開催した(8月11日の現地対策本部の閉鎖までに計61回開催)、[『平成13年版防災白書』内閣府、p10]
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 地域防災計画において、災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部災害警戒本部、災害警戒地方本部等の防災組織の設置について定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 各市町において、地域防災計画に、災害対策本部等の設置について定めている。[『神戸市地域</p>

	防災計画』神戸市]他
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>兵庫県の災害対策本部の設置に際しての問題点としては次のとおり。 災害対策本部を5階に設置し、その所管課である消防防災課が12階にあるといった状況は避けるべきである。両者は隣接していなければならない。 災害対策本部設置予定箇所は、耐震性に優れていることはもちろんであるが、通信機器類についてしっかりとした装備を持つべきである。防災行政無線と通常の加入電話だけでは、必ずしも十分とはいえない。「携帯電話」、「自動車電話」、通常の無線機などの装備も検討すべきである。また、既存の機器類についても、しっかりと固定するなど、耐震対策を考える必要がある。 災害関連部署や災害対策本部設置予定箇所は、庁舎玄関から徒歩で何度往復しても大きな支障がでない程度の階に設置すべきである。エレベータが止まると、庁舎からの出入りに一苦労しなければならないような上層階に設置することは避けた方がよい。 今回の電話の状況を考えると、地域内のある地点への電話連絡は、いったん地域外に連絡をして、そこからの目的の地域内地点に連絡を取ってもらうような方法も考える必要がある。 県庁近くに居住地がある職員は少ないので、参集が困難になったという側面もある。したがって庁舎近くに少なくとも防災担当職員のみでも居住できるよう宿舎・官舎を用意する、あるいは、宿直体制を工夫するなどといった検討をしておく必要がある。(『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都)</p> <p>道路の被害状況は土木本部、被災者の個別情報は災害時に被害が集中しやすい高齢者や障害者と直接接するホームヘルパーが、木造賃貸住宅に多く住んでいる生活保護所帯の状況は福祉保健部生活福祉課のケースワーカーが、避難所の状況は避難部が、それぞれ一番把握している。結局、日常業務のルートと災対本部機構のルートが、錯綜しながらバラバラに情報を把握しているだけで、それをリンクし集約する機能が弱かった(『報道されなかった災害対策』自治労豊中市労働組合連合会政策委員会)</p> <p>神戸市の区役所では、当初は本庁の指示・連絡なしに動いたが、本庁からの指示が行き届くようになって、現場の動きが鈍くなったという意見があった。(神戸新聞朝刊『復興へ第7部(14)都市内の分権はどう進むのか/問われた区役所の機能』)</p> <p>(震度7エリア自治体・災害対策本部担当者ヒアリング結果)被災直後は頻繁に本部会議を行い、このための資料作成に追われる面があったが、刻々と変化する状況に対応するには、トップに逐一情報を集めてトップダウンで対策を立てていかなないと組織が動かなかったという実態であった。本来、災害対策本部の事務局となるべき担当課が殺到した電話対応だけでバンクし、他課が急きょ支援することになったが、事務局機能が全く役に立っていなかった。(『平成10年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』国土庁防災局・(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>残された課題の中で、最大のものが組織間調整の問題である。各組織が何を行うのか、という点については明確にされ迅速に対応できるようにはなったが、関係する多くの組織の活動調整を誰がどのように行うのかといえ、すべてが災対本部長に集約されている。しかし、災対本部長には、すべてを行う能力も権限もないのが現状といえよう。特に、救出活動に関する消防、警察、自衛隊、海上保安庁間の調整や重傷者の緊急搬送に係わる消防、自衛隊、病院(厚生省、県衛生部)間の調整が問題となる。(吉井博明「初動体制の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第1巻《防災体制》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)</p>	
課題の整理	
<p>非常災害対策本部、緊急災害対策本部の設置要件(災害が発生するおそれがある場合に対する対応) 大規模災害時におけるオペレーション(現場での迅速な判断・対応と広域的な観点からの総合調整との関係、指示命令系統の明確化、関係機関の情報共有化等)</p>	
今後の考え方など	
<p>○震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。(神戸市) 震災での経験を踏まえて、今後の防災対策の充実にを図る。(尼崎市)</p>	